

原危管発 第 6 号
平成 29 年 7 月 7 日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全部長

大飯発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

平成 29 年 3 月 28 日付け関原発第 471 号にて届け出ました「大飯発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、原子力規制庁組織改正および社内組織改正に伴い、見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（規程）」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付資料の通り読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

以 上

添付資料

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行				読替後				説明	
別図2-2-2 本店警戒本部および本店原子力緊急時対策本部の組織				別図2-2-2 本店警戒本部および本店原子力緊急時対策本部の組織					
本店本部長	班および係	主な任務	警戒体制 *3	人数	原子力 防災体制	人数			
本店本部長	班								
	情報係 *1	本部指示の伝達、社内外情報の収集・連絡・記録、関係官公庁への報告、災害状況の把握、他原子力事業者への応援要請	○		○				
	安全支援係 *1	事故状況の把握・評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、汚染拡大防止措置に関する支援、放射線影響範囲の推定等に関する支援、原子力緊急事態支援組織との連携	○		○				
	技術支援係 *1	原子力発電設備の被害状況の把握、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明・除去に関する支援、復旧対策に関する支援、原子力発電設備の設計工事情報の確認、プラントメーカーおよび建設会社との連携	○	28	○	29			
	特命支援係 *1	原子力設備班長が指示する事項			○				
	情報連絡係	他の班との情報連絡	○		○				
	火力係	火力発電設備(建設工事中のものを含む。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告、電力広域的運営推進機関への対応、火力発電所による供給体制の確立	○		○				
	水力係	水力発電設備(建設工事中のものを含む。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、国土交通省に対する報告、ダム安全確保措置	○		○				
	工務係	送電・変電設備(建設工事中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)・太陽光発電設備(建設工事中のものを含む。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告(※)、電力広域的運営推進機関への対応(※)、発電事業者および小売電気事業者への対応 ※ネットワーク技術、通信、系統運用(需給を除く。)、水力、土木建築関係を含む。	○		○				
	系統運用係	制御設備(建設工事中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、 給電指令所関係電力緊急融通体制の確立	○		○				
設備班	配電設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、関係機関への応急送電対応、お客さまへの対応(広報車等)		16	○	24				
ネットワーク技術係	ガス事業法適用設備、熱供給事業法適用設備(建設工事中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告、ガス事業者のお客さまへの設備保安、LNG販売対応	○		○					
ガス係	情報処理設備・通信設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、データ輸送の確保、非常災害時の通信ルートの確保、総務省に対する報告、本部テレビ会議システムの設置、通信系統およびその機能確保、携帯電話の確保・輸送	○		○					
通信係	土木設備の災害防止、被害状況の把握および復旧対策の樹立に係る他係への指導および支援	○		○					
土木係	建築物の災害防止、被害状況の把握および復旧対策の樹立に係る他係への指導および支援	○		○					
建築係	研究開発設備(建設工事中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立	○		○					
研究開発係	本部の設置・運営、行政(危機管理箇所)・社外防災機関との連携(要員派遣を含む)、本部要員の召集、通話制限、燃料・ヘリコプター・要員等の全社融通調整、他の班および係に属さない事項、各班および係の分掌事項に関する緊急調整	○		○					
総括係 *2	生活物資係	食料、飲料水、衣類、宿泊施設、仮設トイレ等の生活物資の確保・輸送、社屋防護			○				
生活物資係	社外情報係	道路状況、火災発生状況、公衆電話回線、水道、ガス等の被害状況、避難勧告地の調査			○				
社外情報係	気象情報係	気象情報の把握			○				
気象情報係	地域係	行政・地域に対する支援活動			○				
地域係	秘書係	役員・役員家族等の安否確認、役員の宿泊場所の確保、役員出勤時の交通手段の確保			○				
秘書係	労務係 *2	労働組合対応、従業員の出社状況の把握、服務に関する事項、従業員・従業員家族等の安否確認および被災状況の把握、災害予防、一般交通機関の稼働状況の把握、社宅・寮等の被害状況(利用可能状況)の把握、その他被災従業員および従業員家族等に対する支援	○	11	○	35			
労務係 *2	保健係 *2	従業員の健康管理、医療・防疫対策に関する事項、原子力災害医療対策に関する支援			○				
保健係 *2	用地係	業務設備等の災害防止、業務設備等の移転および仮設の対応			○				
用地係	経理係	資金の確保、出納、被害額、復旧概算額の把握、対策費用の経理審査			○				
経理係	資材係 *2	資材の調達・輸送、他電力からの資材・役務の融通調整、復旧車両全般の燃料の調達・輸送、ヘリコプターの確保、物資の陸上輸送手段の確保、契約関係	○		○				
資材係 *2	燃料係	燃料の備蓄・管理、海上輸送手段の確保に関する生活物資係の支援、復旧車両全般の燃料確保に関する資材係支援			○				
燃料係	グループ事業係	関係会社に関する被害状況の把握、関係会社との連携に関する事項			○				
グループ事業係	国際係	災害時の国際関係支援活動			○				
国際係	広報係 *2	社外報道機関への対応、マスメディアを通じた安全および復旧状況等に関する広報、社内広報媒体での社内情報提供、関係自治体への広報	○		○				
広報係 *2	お客さま係	重要負荷の被害状況の集約、検針・集金業務遅滞状況の把握および対策の策定、お客さまへの対応(ガス、熱供給事業等を含む)、委託集金人の安否確認および被災状況の把握	○	9	○	11			
お客さま係	立地係	立地地点の自治体等関係箇所への広報			○				
立地係	予備班	本部長の指示により応援		-	○	-			
予備班	即応センター対応チーム *1	センターの設置・運営、会議の事務、関係省庁派遣要員の対応	○	10	○	10			
即応センター対応チーム *1	現地支援チーム *1	拠点の選定、支援物資の調達・輸送・管理、区域出入管理・汚染測定	○	15	○	15			
現地支援チーム *1	住民対応チーム *1	自治体との連携、避難所・被災者・地域モニタリングの対応計画作成	○	10	○	10			
住民対応チーム *1	損害賠償担当チーム *2	相談窓口の設置、補償対応計画の作成	○	12	○	12			
損害賠償担当チーム *2									

本店本部長	班および係	主な任務	警戒体制 *3	人数	原子力 防災体制	人数		
本店本部長	班							
	情報係 *1	本部指示の伝達、社内外情報の収集・連絡・記録、関係官公庁への報告、災害状況の把握、他原子力事業者への応援要請	○		○			
	安全支援係 *1	事故状況の把握・評価の支援、アクシデントマネジメントの支援、汚染拡大防止措置に関する支援、放射線影響範囲の推定等に関する支援、原子力緊急事態支援組織との連携	○		○			
	技術支援係 *1	原子力発電設備の被害状況の把握、事故拡大防止策に関する支援、事故原因の究明・除去に関する支援、復旧対策に関する支援、原子力発電設備の設計工事情報の確認、プラントメーカーおよび建設会社との連携	○	28	○	29		
	特命支援係 *1	原子力設備班長が指示する事項			○			
	情報連絡係	他の班との情報連絡	○		○			
	火力係	火力発電設備(建設工事中のものを含む。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告、電力広域的運営推進機関への対応、火力発電所による供給体制の確立	○		○			
	水力係	水力発電設備(建設工事中のものを含む。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、国土交通省に対する報告、ダム安全確保措置	○		○			
	工務係	送電・変電設備(建設工事中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)・太陽光発電設備(建設工事中のものを含む。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告(※)、電力広域的運営推進機関への対応(※)、発電事業者および小売電気事業者への対応 ※ネットワーク技術、通信、系統運用(需給を除く。)、水力、土木建築関係を含む。	○		○			
	系統運用係	制御設備(建設工事中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、 当社エリア内の需給バランスの検討および対応、電力広域的運営推進機関との需給調整	○		○			
設備班	配電設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、関係機関への応急送電対応、お客さまへの対応(広報車等)		16	○	24			
ネットワーク技術係	ガス事業法適用設備、熱供給事業法適用設備(建設工事中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、経済産業省に対する報告、ガス事業者のお客さまへの設備保安、LNG販売対応	○		○				
ガス係	情報処理設備・通信設備の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立、データ輸送の確保、非常災害時の通信ルートの確保、総務省に対する報告、本部テレビ会議システムの設置、通信系統およびその機能確保、携帯電話の確保・輸送	○		○				
通信係	土木設備の災害防止、被害状況の把握および復旧対策の樹立に係る他係への指導および支援	○		○				
土木係	建築物の災害防止、被害状況の把握および復旧対策の樹立に係る他係への指導および支援	○		○				
建築係	研究開発設備(建設工事中のものを含む。ただし、他の係の分掌事項を除く。)の災害防止、被害状況の把握、復旧対策の樹立	○		○				
研究開発係	本部の設置・運営、行政(危機管理箇所)・社外防災機関との連携(要員派遣を含む)、本部要員の召集、通話制限、燃料・ヘリコプター・要員等の全社融通調整、他の班および係に属さない事項、各班および係の分掌事項に関する緊急調整	○		○				
総括係 *2	生活物資係	食料、飲料水、衣類、宿泊施設、仮設トイレ等の生活物資の確保・輸送、社屋防護			○			
生活物資係	社外情報係	道路状況、火災発生状況、公衆電話回線、水道、ガス等の被害状況、避難勧告地の調査			○			
社外情報係	気象情報係	気象情報の把握			○			
気象情報係	地域係	行政・地域に対する支援活動			○			
地域係	秘書係	役員・役員家族等の安否確認、役員の宿泊場所の確保、役員出勤時の交通手段の確保			○			
秘書係	労務係 *2	労働組合対応、従業員の出社状況の把握、服務に関する事項、従業員・従業員家族等の安否確認および被災状況の把握、災害予防、一般交通機関の稼働状況の把握、社宅・寮等の被害状況(利用可能状況)の把握、その他被災従業員および従業員家族等に対する支援	○	11	○	37		
労務係 *2	保健係 *2	従業員の健康管理、医療・防疫対策に関する事項、原子力災害医療対策に関する支援			○			
保健係 *2	用地係	業務設備等の災害防止、業務設備等の移転および仮設の対応			○			
用地係	経理係	資金の確保、出納、被害額、復旧概算額の把握、対策費用の経理審査			○			
経理係	資材係 *2	資材の調達・輸送、他電力からの資材・役務の融通調整、復旧車両全般の燃料の調達・輸送、ヘリコプターの確保、物資の陸上輸送手段の確保、契約関係	○		○			
資材係 *2	燃料係	燃料の備蓄・管理、海上輸送手段の確保に関する生活物資係の支援、復旧車両全般の燃料確保に関する資材係支援			○			
燃料係	グループ事業係	関係会社に関する被害状況の把握、関係会社との連携に関する事項			○			
グループ事業係	国際係	災害時の国際関係支援活動			○			
国際係	広報係 *2	社外報道機関への対応、マスメディアを通じた安全および復旧状況等に関する広報、社内広報媒体での社内情報提供、関係自治体への広報	○		○			
広報係 *2	お客さま係	重要負荷の被害状況の集約、検針・集金業務遅滞状況の把握および対策の策定、お客さまへの対応(ガス、熱供給事業等を含む)、委託集金人の安否確認および被災状況の把握	○	9	○	11		
お客さま係	立地係	立地地点の自治体等関係箇所への広報			○			
立地係	予備班	本部長の指示により応援		-	○	-		
予備班	即応センター対応チーム *1	センターの設置・運営、会議の事務、関係省庁派遣要員の対応	○	10	○	10		
即応センター対応チーム *1	現地支援チーム *1	拠点の選定、支援物資の調達・輸送・管理、区域出入管理・汚染測定	○	15	○	15		
現地支援チーム *1	住民対応チーム *1	自治体との連携、避難所・被災者・地域モニタリングの対応計画作成	○	10	○	10		
住民対応チーム *1	損害賠償担当チーム *2	相談窓口の設置、補償対応計画の作成	○	12	○	12		
損害賠償担当チーム *2								

・社内組織改正(H29.6.28付)に伴い設備班から総務班への供給力確保に係る任務の一部を配分したことによる読み替え

・社内組織改正(H29.6.28付)に伴い設備班から総務班への供給力確保に係る任務の一部を配分したことによる読み替え

*1:本店原子力緊急時対策本部(若狭)で活動する係およびチームを示す。
 *2:本店原子力緊急時対策本部(若狭)においても活動する係およびチームを示す。
 *3:警戒体制発令時において標準的に設置する係を示す。

*1:本店原子力緊急時対策本部(若狭)で活動する係およびチームを示す。
 *2:本店原子力緊急時対策本部(若狭)においても活動する係およびチームを示す。
 *3:警戒体制発令時において標準的に設置する係を示す。

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

<p>現行</p>	<p>読替後</p>	<p>説明</p>
<p>別図2-2-5 本店対策本部要員の非常招集連絡経路 (2/2)</p> <p>(中之島)</p> <p>原子力発電部門統括 ↓ 原子燃料サイクル室長 ↓ 総務室長</p> <p>関係副社長等</p> <p>経営企画室グループ事業担当室長 総合エネルギー企画室長 お客さま本部営業企画部門統括 お客さま本部ガス営業部門統括 お客さま本部お客さまサービス部門統括 お客さま本部ヒシビ営業部門統括 お客さま本部ヒシビ営業部門統括 お客さま本部地域開発部門統括 火力事業本部火力企画部門統括 火力事業本部火力運営部門統括 火力事業本部火力開発部門統括 水力事業本部副本部長 ガス事業本部副本部長 電力流通事業本部電力流通企画部門統括 電力流通事業本部工務・系統運用部門統括 送電サービスセンター統括課長 中央給電指令所長 電力流通事業本部ネットワーク技術部門統括 技術試験センター IT戦略室長 情報通信センター長 地域エネルギー本部副本部長 再生可能エネルギー事業戦略室長 国際事業本部副本部長 広報室長 人財・安全推進室長 経理室長 秘書室長 立地室長 環境室長 調達本部副本部長 燃料室長 研究開発室長 経営監査室長 土木建築室長</p>	<p>別図2-2-5 本店対策本部要員の非常招集連絡経路 (2/2)</p> <p>(中之島)</p> <p>原子力発電部門統括 ↓ 原子燃料サイクル室長 ↓ 総務室長</p> <p>関係副社長等</p> <p>経営企画室グループ事業担当室長 総合エネルギー企画室長 お客さま本部営業企画部門統括 お客さま本部ガス営業部門統括 お客さま本部お客さまサービス部門統括 お客さま本部ヒシビ営業部門統括 お客さま本部ヒシビ営業部門統括 お客さま本部地域開発部門統括 火力事業本部火力企画部門統括 火力事業本部火力運営部門統括 火力事業本部火力開発部門統括 水力事業本部副本部長 ガス事業本部副本部長 電力流通事業本部電力流通企画部門統括 電力流通事業本部工務・系統運用部門統括 送電サービスセンター統括課長 中央給電指令所長 電力流通事業本部ネットワーク技術部門統括 技術試験センター IT戦略室長 情報通信センター長 地域エネルギー本部副本部長 再生可能エネルギー事業戦略室長 国際事業本部副本部長 広報室長 人財・安全推進室長 経理室長 秘書室長 立地室長 環境室長 調達本部副本部長 総合エネルギー企画室グループ事業担当室長 燃料室長 研究開発室長 経営監査室長 土木建築室長</p>	<p>社内組織改正(H29.6.28付)に伴い設備班から総務班への供給力確保に係る任務の一部を配分したことによる読み替え</p>

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p style="text-align: center;">別図2-2-6 警戒事象に基づく通報(連絡)経路</p>	<p style="text-align: center;">別図2-2-6 警戒事象に基づく通報(連絡)経路</p>	<p>・原子力規制庁組織改正 (H29.7.1付)に伴う読み替え</p>

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p>別図2-2-9 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)</p> <p>本店</p> <p>東京支社</p> <p>原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課 (原子力規制委員会)</p> <p>内閣府(内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)</p> <p>内閣官房(内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課</p> <p>経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課</p> <p>大飯原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)</p> <p>大飯・高浜地方放射線モニタリング対策官事務所 (地方放射線モニタリング対策官)</p> <p>所在都道府県知事</p> <p>所在市町村長</p> <p>関係周辺都道府県知事</p> <p>関係周辺市町村</p> <p>所在都道府県警察本部</p> <p>関係周辺都道府県警察本部</p> <p>その他関係機関</p> <p>所在都道府県事故対策本部または災害対策本部</p> <p>所在市町村事故対策本部または災害対策本部</p> <p>関係周辺都道府県事故対策本部または災害対策本部</p> <p>関係周辺都道府県災害警戒本部</p> <p>関係周辺市町村の本部</p> <p>（発災プラント） 当直課長等</p> <p>通報</p> <p>原子力防災管理者 大飯発電所</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先</p> <p>設置されている場合に連絡</p> <p>ファクシミリ</p> <p>電話</p>	<p>別図2-2-9 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)</p> <p>本店</p> <p>東京支社</p> <p>原子力規制庁緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</p> <p>内閣府(内閣総理大臣)</p> <p>内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付)</p> <p>内閣官房(内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課</p> <p>経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課</p> <p>大飯原子力規制事務所 (原子力防災専門官、原子力保安検査官)</p> <p>高浜原子力規制事務所 (上席放射線防災専門官)</p> <p>所在都道府県知事</p> <p>所在市町村長</p> <p>関係周辺都道府県知事</p> <p>関係周辺市町村</p> <p>所在都道府県警察本部</p> <p>関係周辺都道府県警察本部</p> <p>その他関係機関</p> <p>所在都道府県事故対策本部または災害対策本部</p> <p>所在市町村事故対策本部または災害対策本部</p> <p>関係周辺都道府県事故対策本部または災害対策本部</p> <p>関係周辺都道府県災害警戒本部</p> <p>関係周辺市町村の本部</p> <p>（発災プラント） 当直課長等</p> <p>通報</p> <p>原子力防災管理者 大飯発電所</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先</p> <p>設置されている場合に連絡</p> <p>ファクシミリ</p> <p>電話</p>	<p>・原子力規制庁組織改正 (H29.7.1付)に伴う読み替え</p> <p>・原子力規制庁組織改正 (H29.7.1付)に伴う読み替え</p>

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p>別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p> 原災法第10条第1項に基づく通報先 → ファクシミリ → 電話 </p>	<p>別図2-2-10 原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p> 原災法第10条第1項に基づく通報先 → ファクシミリ → 電話 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制庁組織改正 (H29. 7. 1 付)に伴う読み替え ・原子力規制庁組織改正 (H29. 7. 1 付)に伴う読み替え

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p>別図2-2-11 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(発電所内での事象発生)</p> <p>発電班長等 → 連絡 → 大飯発電所 → 本店対策本部 / 東京支社 → 原子力規制庁(原子力規制委員会) / 内閣府(内閣総理大臣) / 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部 / 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付) / 内閣官房(内閣情報集約センター) / 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付 / 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 / 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 / 大飯原子力規制事務所(原子力保安検査官) / 福井県大飯原子力防災センター(原子力防災専門官(総括班)) / 大飯・高浜地方放射線モニタリング対策官事務所(地方放射線モニタリング対策官) / 福井県大飯原子力防災センター(現地事故対策連絡会議または合同対策協議会(プラントチーム)) / 所在都道府県警察本部 / 関係周辺都道府県警察本部 / その他関係機関 / 所在都道府県災害対策本部 / 所在市町村災害対策本部 / 関係周辺都道府県災害対策本部 / 関係周辺市町村災害対策本部</p> <p> 原災法第25条第2項に基づく報告先 ファクシミリ 電話 </p> <p>注) ファクシミリ、電話とも地方公共団体の災害対策本部等が設置されるまでは、原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)による。</p>	<p>別図2-2-11 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(発電所内での事象発生)</p> <p>発電班長等 → 連絡 → 大飯発電所 → 本店対策本部 / 東京支社 → 原子力規制庁(緊急事案対策室(原子力規制委員会)) / 内閣府(内閣総理大臣) / 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部 / 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付) / 内閣官房(内閣情報集約センター) / 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付 / 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 / 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 / 大飯原子力規制事務所(原子力保安検査官) / 福井県大飯原子力防災センター(原子力防災専門官(総括班)) / 高浜原子力規制事務所(上席放射線防災専門官) / 福井県大飯原子力防災センター(現地事故対策連絡会議または合同対策協議会(プラントチーム)) / 所在都道府県警察本部 / 関係周辺都道府県警察本部 / その他関係機関 / 所在都道府県災害対策本部 / 所在市町村災害対策本部 / 関係周辺都道府県災害対策本部 / 関係周辺市町村災害対策本部</p> <p> 原災法第25条第2項に基づく報告先 ファクシミリ 電話 </p> <p>注) ファクシミリ、電話とも地方公共団体の災害対策本部等が設置されるまでは、原災法第10条第1項に基づく通報(連絡)経路(発電所内での事象発生)による。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁組織改正(H29.7.1付)に伴う読み替え 原子力規制庁組織改正(H29.7.1付)に伴う読み替え

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行	読替後	説明
<p>別図2-2-12 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 大飯発電所 → 本店対策本部 → 東京支社 → 原子力規制庁(原子力規制委員会) → 内閣府(内閣総理大臣) → 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部 → 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付) → 内閣官房(内閣情報集約センター) → 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付 → 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 → 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 → 大飯原子力規制事務所(原子力防災専門官) → 大飯・高浜地方放射線モニタリング対策官事務所(地方放射線モニタリング対策官) → 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 → <事象発生場所が海上の場合> 国土交通省海事局検査測度課(国土交通大臣) → <事象発生場所が陸上の場合> 国土交通省自動車局環境政策課(国土交通大臣) → 事象発生場所を管轄する都道府県知事 → 事象発生場所を管轄する市町村長 → 事象発生場所を管轄する警察本部 → 事象発生場所を管轄する消防本部 → 事象発生場所を管轄する海上保安部 → 原子力災害現地対策本部または原子力災害合同対策協議会 → 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部等 → 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部等</p> <p> 原災法第25条第2項に基づく報告先 設置されている場合に連絡 ファクシミリ 電話 </p>	<p>別図2-2-12 原災法第10条第1項の通報後の報告(連絡)経路(事業所外運搬での事象発生)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 大飯発電所 → 本店対策本部 → 東京支社 → 原子力規制庁(原子力規制委員会) → 内閣府(内閣総理大臣) → 関係省庁事故対策連絡会議または原子力災害対策本部 → 内閣官房(内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付) → 内閣官房(内閣情報集約センター) → 内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(総括担当)付 → 経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課 → 経済産業省近畿経済産業局総務企画部総務課 → 大飯原子力規制事務所(原子力防災専門官) → 高浜原子力規制事務所(上席放射線防災専門官) → 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 → <事象発生場所が海上の場合> 国土交通省海事局検査測度課(国土交通大臣) → <事象発生場所が陸上の場合> 国土交通省自動車局環境政策課(国土交通大臣) → 事象発生場所を管轄する都道府県知事 → 事象発生場所を管轄する市町村長 → 事象発生場所を管轄する警察本部 → 事象発生場所を管轄する消防本部 → 事象発生場所を管轄する海上保安部 → 原子力災害現地対策本部または原子力災害合同対策協議会 → 事象発生場所を管轄する都道府県災害対策本部等 → 事象発生場所を管轄する市町村災害対策本部等</p> <p> 原災法第25条第2項に基づく報告先 設置されている場合に連絡 ファクシミリ 電話 </p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制庁組織改正(H29.7.1付)に伴う読み替え 原子力規制庁組織改正(H29.7.1付)に伴う読み替え